

第五期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室 専門職 越 政樹

中央教育審議会大学分科会は、平成二〇年九月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、多岐にわたるテーマに関し審議を行ってきた。第五期（平成二二年二月～平成二三年一月）における大学分科会での審議を「第五期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」（審議経過）として取りまとめた。今回と次回の二回にわたり、「審議経過」の要点を紹介する。

一．これまでの全体的な審議について

第五期の大学分科会では、多岐にわたる審議事項について、段階的に論点を整理しており、そうした審議経過の概要を四回にわたり取りまとめてきた。これらの四回にわたる報告で扱った内容は、各種テーマに関し、①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、②一定の方向性を提示し、さらなる審議を要するもの、③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、など多様な内容を含んでいる。そのうち具体的な提言に至ったものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、大学設置基準等の改正を随時答申してきたほか、制度改正や予算

措置が講じられている。

二．審議の問題意識

国際化・情報化等が進展する知識基盤社会において、大学（短期大学を含む。以下同じ。）については、人材育成、学術・文化の継承と発展、地域の社会・産業への貢献等、その果たす役割がますます重要になっている。

そうした中で、我が国の大学の量的規模を概観すると、大学進学率は近年上昇を続け、平成二二年度には五六・八%となっている。大学進学者の多くを占める一八歳人口は、今後約一〇年間は一二〇万人前後で推移すると予想される。

大学進学率の上昇は国際的に共通の動向であり、知識基盤社会を構成する一人ひとりの学ぶ意欲にこたえるため、大学教育のユニバーサル・アクセス（誰もがいつでも自らの選択で学べる機会）の観点、すなわち、一八歳人口に加えて、幅広い年齢層・外国人学生を含めた受入を積極的に進めるとともに、大学が地域において幅広い学びを提供する拠点として、分野別・機能別の観点を含むバランスに留意しながら発展していくことが求められる。

また、大学教育の質について大学審議会とそれに続く大学分科会は、各種の施策の推進を提言しており、各大学では、教育の充

実やそれを支える組織運営のための改革が進展し、多くの先進的な取組も見られる。一方、社会への幅広い情報の発信が必ずしも十分でなかったこともあり、大学教育の在り方に關し、大学の内外から様々な指摘がなされている。大学が、教育の質の保証・向上の観点から、社会の要請に十分こたえていくとともに、そうした取組を積極的に発信していくことが重要である。

これらの問題意識に基づきながら、大学分科会で多岐に及ぶ項目に審議してきた結果、更に具体的に検討すべき課題として、以下の三つの観点を挙げている。

- ① 教育の質の保証と向上
 - ② 機能別分化と大学間の連携の促進
 - ③ 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化
- これらに關し、「審議経過」では、引き続き審議を要する項目を中心に整理しており、次節以降でその内容を紹介する。

三 大学分科会の審議経過の概要について

1. 教育の質の保証・向上について

(一) 体系的・一貫性のある学位プログラムの確立
大学教育の質保証が国際的な関心事項となり、「どの大学・学部を卒業したか」でなく「大学教育で何を修得したか」が問われるようになる中で、多くの大学で、教育の質の保証と向上に関する多様な取組が進んでいる。

そうした成果を踏まえつつ、学位プログラムの整備・確立に關し、①体系的・一貫性ある教育課程の編成と、それに沿った教育の実施、②学位授与に当たり、修得すべき専門的知識・能力の明確化、③学位に付される専門分野名が、修得した知識・能力の内容に対応、といった観点に着目して、各大学の主体的な取組を一層促すよう支援する観点から以下に掲げた事項を中心として検討

を進めていく必要があるとしている。

(検討すべき課題例)

- 多くの大学で「学士課程答申」に掲げられた三つの方針(①②③)の具体化に關する取組が見られており、こうした状況を踏まえた課題の検証。
- ① 学位授与の方針(国際的な動向や我が国の実情を踏まえ、学位授与の方針の明確化)
- ② 教育課程の内容・方法の方針(教育課程の体系化と単位制度の実質化、学生の学ぶ意欲を高め、学修成果につながる教育方法の工夫、成績評価)
- ③ 入学者受入れの方針(入学者選抜、初年次の教育上の配慮、高大連携)
- こうした取組に關する情報の公表を促進するため、学校教育法施行規則が改正されたが、今後、情報の公表に係る共通の枠組みや、諸外国の事例を踏まえたデータベースの構築等、学生や保護者等に分かりやすい情報提供。
- 高度専門職業人養成の分野では、分野別質保証に向けた活動が進展しており(医療系分野では、大学団体によるモデル・コア・カリキュラム等が整備され、また、技術者教育での分野別到達目標も検討が開始)、こうした事例も参照し、分野の特性にも配慮しながら、分野別の質保証活動の奨励と支援。
- 上記をはじめとする各種施策が、教育の質の保証・向上に実質的に機能するよう支援する方策。
- 個々の教員の力量だけでなく、教職員集団による組織的な取組を通じた質保証・向上を果たすためのFD・SDの展開。
- 大学の活動を支援する法人など、全国的観点から、高い専

門性に基づいて各大学の活動を支援する枠組み。
・国公立を通じて大学改革支援の在り方。その際、支援事業の目的と、支援対象大学の教育目標の一層の明確化とともに、支援終了後の定着と、その成果の学内外への発信と普及。

(二) 公的な質保証システムの改善

(1) 設置基準の改善

現在の設置基準の規定について、法令としての基準性を明確にすることが大学関係者からも求められており、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを踏まえた見直しについて以下に掲げた事項を中心に更なる検討が必要であるとされている。

(検討すべき課題例)

(ア) 施設・設備の基準の明確化
・「運動場」と「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」(大学設置基準第三四条、第三五条)を必要としない場合の代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う関連する基準の整理と考え方。
・その際、教育課程を通じて学修とともに、正課外活動やキャンパスでの諸活動の意義を踏まえた検討。
(イ) 独立大学院の基準の明確化
・大学院のみを置く大学は「教育研究上特別の必要がある場合」(学校教育法第一〇三条)に設置できることとされるが、その場合の要件の具体化(校舎、校地、必要な施設・設備等を含む)。

(ウ) 専門職大学院について、制度創設後の状況を踏まえた取扱いの見直し
・専門職大学院において設置基準上必ず置くこととされている専任教員(必置教員)を、他の学位課程の必置教員数に算入することを認める特例措置が、制度創設から一〇年後の平成二五年度で終了するため、その後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱い。

・専門職大学院の「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限が規定されているが、専門職大学院ごとの「実務家教員」の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱いなどを明確化すること。

(エ) 短期大学設置基準の在り方
・短期大学は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、地域との連携・協力を通じて多様な学習機会を提供する役割を果たしており、その設置基準の在り方。
(オ) 学位に付記する専攻名等の在り方
(カ) 海外の大学とのダブル・ディグリー等の連携の促進に係る対応

(2) 設置認可審査の改善

平成一五年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換し、あわせて、認可事項の縮減や、審査を要しない届出制の導入、審査基準の簡素化が図られた。その後、今日までの課題を整理しつつ、設置認可審査における審査ルールの一層の明確化等の観点から、引き続き、以下の課題について、具体的な検討を要するとしている。

(検討すべき課題例)

- ・学生確保の見直し等を踏まえた検討
- ・学際分野の審査体制の見直し
- ・学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・届出設置制度における、学際分野の要件・学年進行中の取扱い
- ・専門職大学院の認証評価の特例制度の見直しに関連する取扱い

(3) 認証評価の改善

認証評価は、大学の質保証の仕組みとして定着したものの、認証評価やそれに先だつて実施されている自己点検・評価の結果に基づき、その教育研究活動の更なる改善を進めている大学はまだ多くないとの指摘もある。そのほかの論点も含めて、認証評価が、各大学の教育の質の保証と向上に一層貢献するよう、その制度・運用に関し、検討を進めることが求められるとしている。

平成二三年一月には、認証評価機関の発意により「認証評価機関連絡協議会」が発足しており、こうした機会を通じて、各機関が連携し、協議を進めながら、以下に掲げた課題について、認証評価の運用の改善が具体的に進展することが期待されるとしている。

(検討すべき課題例)

- (ア) 評価の内容・方法の充実
- ・教育の質保証の取組を重視した評価。その際、国際的動向にかんがみて適切なものであることに留意。
 - ・学生の卒業後の社会的・職業的自立の観点からの評価。

(イ) 認証評価の一層の効率的な実施

- ・自己点検・評価に関する内容整理と、評価業務の一定程度の共通化。
- ・大学データを各認証評価機関が効果的に活用できる体制の整備。
- ・専門職大学院の評価の実施に当たり、機関別評価との連携への配慮。

(ウ) 各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点

- ・大学の機能別分化を促進していくにあたり、各大学がどのような機能に重点を置いてもそれが適切に評価されるようになるための工夫。

認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するようになすことが求められており、こうしたことへ一層の配慮。あわせて、大学の機能が多様であることを踏まえ、認証評価機関によっては、機関別の認証評価と別に、個別の機能に特化した評価活動に取り組むこと。

(エ) 国際的な対応

- ・諸外国の質保証や評価制度に関する動向を恒常的に把握・分析。そのための調査研究機能を高めることや、その成果の共有。

認証評価の仕組みと、我が国の大学の状況を分かりやすく発信。

・認証評価機関の国際的な連携の推進。

(オ) その他の課題

- ・評価者の研修機会の充実。
- ・認証評価後の大学への継続的な情報提供等の支援。
- ・優れた評価結果を得た大学や、優れた取組の積極的な発信。

なお、大学分科会では、認証評価の結果の取扱いなどについて以下のとおり整理している。

○認証評価を所定の期間内に受けない大学があった場合の対応
認証評価は、各大学における法令上の義務であり、仮に、所定の期間内に認証評価を受けない大学が生じた場合、学校教育法の規定に基づき必要な措置が講じられることとなる。また、法令違反の状態にあることを踏まえ、大学教育支援に係る経費における慎重な取扱いが必要である。

○認証評価の結果が不適合となった場合の結果の取扱い
認証評価は、各評価機関が独自に定める基準に沿って行われるものであり、ある大学が、認証評価で適格認定されなくても、それを直接の理由として国から行政処分等が課されることはない。

このことに留意しつつ、認証評価で不適合等とされた場合に、その理由が設置基準等の法令違反による場合には、国は、改めて調査を行った上で、法令違反の状態が確認されれば改善を促し、それでも改善がなされない場合は、学校教育法に基づく措置が講じられることになる。また、法令違反の状態であることを踏まえ、大学教育支援に係る経費における慎重な取扱いが必要である。

○新設の大学が認証評価を受けるまでの取扱い
大学教育支援に係る経費については、教育の質の向上に取り組むことが確認された大学に措置されるよう、新設大学に、あらかじめ認証評価を受けることを求めるのが適当である。

また、専門職大学院の認証評価に関し、以下のとおり論点を整理している。

○専門職大学院の認証評価の特例の廃止
・専門職大学院では、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが、専門職大学院の質保証の観点から、この特例を廃止すること。

○上記の特例の廃止に関連する設置認可審査の取扱い
・上記の特例の廃止に関連して、設置認可審査に当たり、設置者に、設置の趣旨・必要性、認証評価を受ける具体的な計画等を示すよう求め、専門職大学院の一層の質保証を図ること。
（平成一七年の「大学院答申」は、専門職大学院に関し「プロフェSSIONナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した」ものであり、その「役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待される」と指摘。）

次号では、引き続き「審議経過」の内容について、機能別分化と大学間連携の促進、教育研究機能の充実のための組織・経営基盤強化を中心に紹介する。